

提出日：（西暦） 年 月 日

東京外国語大学長 殿

### 承諾書兼誓約書

ショートビジットプログラム・JEPに参加する場合、以下の事項を承諾(誓約)いたします。

#### 1. 遵守事項及び義務

- (1) 東京外国語大学学則及び派遣学生規程等の留学関係規則を遵守すること。
- (2) 留学先国の法令及び留学先大学の規則を遵守すること。
- (3) 留学の趣旨を理解し、留学先大学にて学業に精励すること。
- (4) 留学先国(地域)の治安の悪化等により東京外国語大学から留学中止及び途中帰国勧告があった場合には速やかに従うこと。

#### 2. 費用

- (1) 授業料、ビザ取得費用、旅行費用、宿舍費用、海外旅行保険、上記 1. (4)にかかる費用、その他生活にかかる全ての費用は自己負担とすること。また、授業料が免除される場合においても、留学先大学より登録料等の費用が請求される場合があること。

#### 3. 保険及び健康

- (1) 心身ともに健康である状態で留学すること。
- (2) 海外旅行保険に必ず加入し、十分な補償が受けられる手続きを行うこと。また、留学先大学から保険加入を求められた場合には、双方の保険に加入すること。
- (3) 保険加入期間が渡航期間を網羅していること。
- (4) 留学先国から求められた必要な健康診断を受診し、必要な予防接種を行うこと。

#### 4. 奨学金

- (1) 奨学金が支給される場合において、ショートビジットプログラム・JEPによる留学の目的が達成されない場合(帰国勧告・命令による帰国や、学生自己都合による途中帰国の場合等)には返還が求められることがあること。

#### 5. 東京外国語大学が責任を負わない事項

- (1) 渡航期間中の災害、戦争、革命、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪など不可抗力による損害。
- (2) 留学学生の法令違反、故意、過失、個人的問題から生じた損害または留学学生が与えた人的もしくは物的損害。

#### 6. 提出書類

- (1) プログラム参加にあたり大学から指示された書類を期日までに提出すること。

#### 7. 情報提供

- (1) ショートビジットプログラム・JEPによる留学について本学留学生課へ届け出た個人情報を利用し、留学関係の情報提供依頼等を行うことがあることを了承すること。また、ショートビジットプログラム留学制度の向上のため、後輩学生への情報提供について協力すること。学生の安全確保の目的で政府機関より要請があった場合、情報提供を行うことがあることを了承すること。

#### 8. 保証人の同意

本留学に関し、保証人が上記誓約内容を了承し、留学することに同意していること。

留学先大学(国名): \_\_\_\_\_

学生氏名(自署のこと、要押印):

学籍番号: \_\_\_\_\_

印